

供託有価証券の寄託先及び払渡請求先が変わります。

日本銀行中津代理店の供託有価証券の取引事務の集約に伴い、大分地方法務局中津支局の供託有価証券の寄託先(取扱店)等が、次のとおり変更となります。

※ 令和7年7月22日(火)以降、供託有価証券の寄託又は受取は、日本銀行大分支店となります。

現在の取扱店 : 日本銀行中津代理店(大分銀行中津支店)

取扱店変更日 : 令和7年7月22日(火)

新たな取扱店 : 日本銀行大分支店(有価証券)

住 所 : 大分市長浜町二丁目13番20号

営業時間 : 午前9時から午後3時まで

※ご不明な点は、お問い合わせください。

〒870-8513 大分市荷揚町7番5号

大分地方法務局供託課 電話:097-532-3352

〒871-0031 中津市大字中殿550-20

大分地方法務局中津支局 電話:0979-22-0584

日本銀行代理店の有価証券集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ & A集

Q 1 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 1

Q 2 令和 7 年 7 月 2 2 日以前に有価証券の寄託又は払渡請求した場合は、7 月 2
2 日以降に日本銀行中津代理店（大分銀行中津支店）又は、日本銀行大分支店
で手続きできますか。 1

Q1 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和7年7月22日(火)以降、有価証券による供託を中津支局において申請する場合は、同支局で受理決定後、納入期限までに有価証券等の一式の必要書類を日本銀行大分支店に持参又は郵送(郵送料は、供託者が負担する必要があります。また、郵送する場合は、あらかじめ日本銀行大分支店業務課への連絡を行う必要があります。)する手続となります。

なお、供託有価証券の払渡請求の場合は、同支局に払渡請求書を提出し、その認可後、払渡請求に係る必要書類を日本銀行大分支店に持参又は郵送することとなります。

Q2 令和7年7月22日(火)以前に有価証券の寄託又は払渡請求した場合は、7月22日以降に日本銀行中津代理店(大分銀行中津支店)又は、日本銀行大分支店で手続できますか。

A 有価証券の移管手続は、令和7年7月18日から7月22日にかけて行いますので、7月18日から7月22日までは、日本銀行中津代理店(大分銀行中津支店)又は、日本銀行大分支店において受払手続ができないため、7月17日午後3時までに日本銀行中津代理店で有価証券の受払の手続をお願いします。